

平成 21 年

宝達志水町議会会議録

第 2 回臨時会

平成21年 5 月 7 日 開会

平成21年 5 月 7 日 閉会

宝達志水町議会

本臨時会に付議された議案件名

- 同意第2号 宝達志水町教育委員会委員の任命について
- 同意第3号 宝達志水町教育委員会委員の任命について
- 報告第4号 専決処分の報告について
専決第4号 平成20年度宝達志水町一般会計補正予算（第9号）
- 報告第5号 専決処分の報告について
専決第5号 平成20年度宝達志水町国民健康保険特別会計補正予算（第6号）
- 報告第6号 専決処分の報告について
専決第6号 平成20年度宝達志水町老人保健特別会計補正予算（第2号）
- 報告第7号 専決処分の報告について
専決第7号 平成20年度宝達志水町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）
- 報告第8号 専決処分の報告について
専決第8号 平成20年度宝達志水町介護保険特別会計補正予算（第5号）
- 報告第9号 専決処分の報告について
専決第9号 平成20年度宝達志水町国民健康保険直営診療所特別会計補正予算（第4号）
- 報告第10号 専決処分の報告について
専決第10号 平成20年度宝達志水町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第2号）
- 報告第11号 専決処分の報告について
専決第12号 平成20年度宝達志水町下水道事業会計補正予算（第4号）
- 報告第12号 専決処分の報告について
専決第13号 平成20年度国民健康保険志雄病院事業会計補正予算（第4号）

平成21年5月7日（木曜日）

◎出席議員

1 番	萩 山 恭 子	8 番	守 田 幸 則
2 番	柴 田 捷	9 番	北 本 俊 一
3 番	津 田 勤	10 番	中 川 信 夫
4 番	中 谷 浩 之	11 番	金 田 之 治
5 番	川 崎 與 一	12 番	小 島 昌 治
6 番	岡 野 茂	13 番	北 信 幸
7 番	林 一 郎	14 番	近 岡 義 治

◎欠席議員

な し

◎説明のため議場に出席した者の職氏名

町 長	津 田 達
教 育 長	田 畑 武 正
総 務 課 長	北 山 茂 夫
情報推進室長	山 本 実
企画財政課長	太 田 永 作
住 民 課 長	林 谷 茂 和
税 務 課 長	山 田 久 延
環境安全課長	高 松 守 成
健康福祉課担当課長	土 上 加 津 子
農林水産課長	鍛 治 一 良
建 設 課 長	土 上 猛
上下水道課長	高 下 良 博
学校教育課長	松 田 正 晴
生涯学習課長	源 大 恵

専決第10号 平成20年度宝達志水町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第2号）

日程第15 報告第11号 専決処分の報告について

専決第12号 平成20年度宝達志水町下水道事業会計補正予算（第4号）

日程第16 報告第12号 専決処分の報告について

専決第13号 平成20年度国民健康保険志雄病院事業会計補正予算（第4号）

日程第17 質 疑

日程第18 委員会付託

日程第19 閉会中の継続審査

◎開会・開議

○議長(金田之治君) ただいまから平成21年第2回宝達志水町議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は14名であります。よって、地方自治法第113条に規定する定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

議長(金田之治君) それでは、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、宝達志水町議会会議規則第120条の規定によって、2番 柴田 捷君、1番 萩山恭子君を指名します。

◎会期の決定

○議長(金田之治君) 次に、日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日1日といたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長(金田之治君) 御異議ないものと認めます。よって、会期は本日1日にすることに決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長(金田之治君) 次に、日程第3 諸般の報告を行います。

まず、監査委員から、平成21年2月分及び3月分に関する例月出納検査結果の報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから、御了承願います。

次に、今臨時会の説明員の職、氏名は、一覧表としてお手元に配付のとおりであります。これで諸般の報告を終わります。

◎町長提出議案の上程・説明

○議長(金田之治君) これより日程第4 同意第2号 宝達志水町教育委員会委員の任命についてから報告第12号 専決処分の報告について、専決第12号 平成20年度宝達志水町国民健康保険志雄病院事業会計補正予算(第4号)までの11件を一括して議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長 津田 達君。

[町長 津田 達君 登壇]

○町長(津田 達君) 本日ここに、平成21年第2回宝達志水町議会臨時会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、公私ともに御多忙の折にもかかわらず、御参集を賜り、まことにありがとうございます。

私は、先般の町長選挙において、無投票当選という栄に浴することができました。これも、議員各位を初め、多くの町民の方々から大変温かい御支援をいただいたおかげであり、今ここに改めて心から御礼を申し上げる次第でございます。

そして、これから宝達志水町の第2代目の町長として町政を担当するに当たり、その責任の重さに身の引き締まる思いがいたしておりますので、議員各位におかれましては、今後とも御支援、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

また、中野前町長におかれましては、合併後の4年間、新町における町民融和と生活環境の地域格差是正のため、粉骨砕身御尽力されましたことに対し、深く敬意をあらわすものであります。

さて、時がたつのも早いもので、私が就任してから早くも1カ月余りが過ぎました。そこで、本来ならば、就任後初めて迎える今臨時会において、私の町長としての所信を述べなければならないところではありますが、何分にも現在は中野前町長から引き継いだ懸案事項と、骨格予算への肉づけのため、鋭意検討を重ねているところから、私の今後の町政運営に対する所信につきましては、これらを取りまとめた後、「今 改革のとき 町民とともに！」の決意とともに、次の定例会において明らかにしたいと考えておりますので、何とぞ御理解を賜りたいと思います。

それでは、今臨時会に提出いたしました案件の説明に入りたいと思います。

今臨時会に提案いたします案件は、任期満了に伴う教育委員会委員の人事案件2件と、平成20年度一般会計補正予算等の専決処分を初めとする専決処分の報告9件、合わせて11件の案件であります。

まず、同意第2号 宝達志水町教育委員会委員の任命についてであります。

委員には、新たに、宝達志水町今浜新イ108番地、近岡由裕氏を、同じく同意第3号につきましては、委員に、宝達志水町出浜ト5番地、山下 茂氏をそれぞれ任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めらるるものであります。

両氏におかれましては、すぐれた人格と豊かな見識を有されており、本町の教育行政の発展に寄与していただけるものと存じております。

なお、退任される田畑武正氏におかれましては、合併前の旧押水町から8年余りの長きにわたって、教育長として町教育行政の推進・発展に尽くされました。昨年10月に地方教育行政功労者表彰として文部科学大臣から表彰されましたように、特に教育施設の充実、学校教育の充実、生涯学習の推進、スポーツ・文化の振興発展に尽力されましたことに対し、厚く御礼を申し上げる次第であります。

また、坂本貞夫氏におかれましても、合併前の旧志雄町から教育委員であり、合併後の平成18年5月からは教育委員長として教育委員会の運営並びに町教育行政の推進・発展に御尽力を賜りましたことに対し、これまた厚く御礼を申し上げる次第であります。

次に、報告第4号 平成20年度宝達志水町一般会計補正予算（第9号）の専決処分の報告についてであります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億4,321万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ76億8,170万1,000円としたものであります。

歳入歳出予算のうち、歳入に当たっては、町税の収納状況、地方交付税、地方譲与税等の確定による更正を行っているほか、国・県支出金、町債等の特定財源に当たっては、事務事業の精算見込みによる補正が主なものであります。

一方、歳出予算につきましては、町有施設整備基金に新規に積み立てる経費、宝達山頂施設整備に要する経費を追加するものであり、その他は、事務事業の精算及び財源の組み替え更正を講じたものであります。

以下、これから説明いたします他の会計につきましても、事業の精算見込みに伴うものでありますので、順次、補正の総額のみを述べさせていただきます。

次に、報告第5号 平成20年度宝達志水町国民健康保険特別会計補正予算（第6号）の専決処分の報告についてであります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億2,662万6,000円を減額し、

歳入歳出予算の総額をそれぞれ15億6,016万円としたものであります。

次に、報告第6号 平成20年度宝達志水町老人保健特別会計補正予算（第2号）の専決処分の報告についてであります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,887万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億1,172万7,000円としたものであります。

次に、報告第7号 平成20年度宝達志水町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）の専決処分の報告についてであります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,407万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億6,020万6,000円としたものであります。

次に、報告第8号 平成20年度宝達志水町介護保険特別会計補正予算（第5号）の専決処分の報告についてであります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,475万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ12億9,203万9,000円としたものであります。

次に、報告第9号 平成20年度宝達志水町国民健康保険直営診療所特別会計補正予算（第4号）の専決処分の報告についてであります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ703万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5,261万8,000円としたものであります。

次に、報告第10号 平成20年度宝達志水町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第2号）の専決処分の報告についてであります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ394万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6,217万4,000円としたものであります。

次に、報告第11号 平成20年度宝達志水町下水道事業会計補正予算（第4号）の専決処分の報告についてであります。

今回の補正は、収益的収入260万8,000円を追加し、収益的収入の総額を5億9,967万5,000円とし、収益的支出は2,469万2,000円を減額し、収益的収入の総額を6億4,349万1,000円とし、また、資本的収入は3,648万円を減額し、資本的収入の総額を9億1,328万5,000円に、資本的支出についても2,080万2,000円を減額し、資本的支出の総額を11億98万1,000円としたものであります。

次に、報告第12号 平成20年度国民健康保険志雄病院事業会計補正予算（第4号）の専決処分の報告についてであります。

今回の補正は、収益的収入は医業外収益で、財源を組み替えたものであります。また、資本的収入は322万5,000円を減額し、資本的収入の総額を2億3,653万9,000円としたものであります。

以上、案件の提出理由を申し上げましたが、何とぞ慎重なる審議の上、適切なる決議を賜りますようお願い申し上げ、説明を終わります。

○議長(金田之治君) 提出者の提案理由の説明は終わりました。

◎採 決

○議長(金田之治君) お諮りいたします。同意第2号 宝達志水町教育委員会委員の任命について及び同意第3号 宝達志水町教育委員会委員の任命についての2件は、人事案件につき、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長(金田之治君) 御異議ないものと認めます。したがって、同意第2号及び同意第3号の2件は、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決定しました。

これより採決を行います。

同意第2号 宝達志水町教育委員会委員の任命についてを採決します。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長(金田之治君) 御異議なしと認めます。したがって、同意第2号は原案のとおり同意することに決定しました。

○議長(金田之治君) 次に、同意第3号 宝達志水町教育委員会委員の任命についてを採決します。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長(金田之治君) 御異議なしと認めます。したがって、同意第3号は原案のとおり同意することに決定しました。

◎質 疑

○議長(金田之治君) 次に、報告第4号から報告第12号に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長(金田之治君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

◎委員会付託

○議長(金田之治君) お諮りします。報告第4号から報告第12号までの報告9件は、お手元に配付の審査付託表のとおり各委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長(金田之治君) 御異議ないものと認めます。したがって、報告第4号から報告第12号までの9件は、審査付託表のとおり各委員会に付託の上、継続審査することに決定しました。

◎閉議・閉会

○議長(金田之治君) 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

平成21年第2回臨時会を閉会いたします。

どうも御苦労さまでした。

午後3時28分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 金 田 之 治

署名議員 萩 山 恭 子

署名議員 柴 田 捷